

従業員 101 人以上の企業の方へ

「一般事業主行動計画」の届出はお済ですか？

101 人以上を雇用する事業主は一般事業主行動計画の策定、届出、公表、周知が義務となりました!!

千葉労働局雇用均等室

平成 23 年 4 月 1 日に次世代育成支援対策推進法が改正され、101 人以上 300 人以下の労働者（ ）を雇用する事業主にも、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」の策定・届出、労働者への周知・公表が義務づけられました。（労働者：期間の定めなく雇用されている者、過去 1 年以上雇用されている者、雇い入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者。）

「一般事業主行動計画」は、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたっての計画です。具体的には、計画期間、目標、目標の達成のための対策とその実施時期を任意の様式で策定していただきます。「一般事業主行動計画」の策定例として、モデル行動計画を厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。（以下の関連資料参照）

まだ一般事業主行動計画を策定した旨の届出が済んでいない事業主の皆様におかれては、早急に策定し、公表・周知の上、千葉労働局雇用均等室へ届出をお願いします。

また、当室では、「一般事業主行動計画」を策定される事業主の皆様へ以下の支援を行いますのでご利用ください。

1 一般事業主行動計画策定相談

実施時間 月～金（祝日を除く） 受付時間：9：00～17：00

場 所 千葉労働局雇用均等室（千葉市中央区中央 4-11-1）

ご来局でも、またはご要望にて担当官が御社にお伺いいたします。

そ の 他 相談にあたっては、事前にご予約ください。

2 一般事業主行動計画を策定・届出等するための関連資料

モデル行動計画

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

一般事業主行動計画策定・変更届（届出様式）

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

両立支援のひろば（公表用サイト）

一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう！！（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/kurumin.pdf>

以上の資料に千葉労働局ホームページ上からアクセスできますので、ご活用ください。

[\(http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/\)](http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/)

連絡先 千葉労働局雇用均等室（Tel.043 - 221 - 2307）担当：高橋、大関、石山